

※重要※ 当社で年末調整を受ける方は必ずお読みください

## 令和4年分 年末調整のご案内

当社の年末調整は「年末調整の申告」と「来年の扶養控除申告書」の提出を兼ねています。  
来年の扶養控除申告書は、令和5年1月～12月にお支払いする給与の所得税の計算に必要な申告です。

- 申告方法 …当社指定の年末調整WEBシステム（オフィスステーション）で申告
- 申告・提出期限 …年末調整書類 提出票に記載 ※期限厳守
- 案内書類の発送時期 …11月中旬～12月上旬にかけて順次発送

年末調整についてのご質問は  
チャットボットのねんちょウちゃん  
がお答えします♪  
マイページTOPの右下にいるよ！

【年末調整の対象となる方】 ※①～③すべてに該当する方が対象です。

- ① 11月に当社でご就業の方
- ② 11月以降、年内に当社以外での就業が決定していない方
- ③ 12月に当社以外の会社から給与支給がない方



✕ 下記に該当する場合、年末調整ができません。ご自身で確定申告をお願いします。

- ・ 期限内に当社指定の年末調整WEBシステムより申告が完了していない方
  - ・ 令和4年中に当社以外の会社から給与支給があり、その会社の「令和4年分給与所得者の源泉徴収票」を期限内に提出できない方
- ※当社以外からの給与支給があり、その源泉徴収票を提出せずに年末調整を受けた場合、虚偽申告として、指導対象となりますのでご注意ください。

### 【事前にご確認ください】

▼各控除の申告には、控除証明書などの書類提出が必要です。ご準備ください。

- ・ 前職の収入がある場合 …前職すべての源泉徴収票（ご本人分のみ）※不足がある場合、年末調整できません。
  - ・ 保険料の控除を受ける場合 …生命保険控除証明書、地震保険控除証明書、国民年金(基金)控除証明書
  - ・ 住宅ローン控除を受ける場合 …住宅借入金等特別控除申告書、借入金年末残高証明書
- ※全て令和4年分のみ有効、コピー不可

▼登録住所をご確認ください。

- ・ 登録住所宛に年末調整のご案内書類をお送りいたしますので、マイページより登録住所をご確認ください。  
登録住所にご変更がある場合は、10月25日までにお手続きください。  
※変更手続きが遅れた場合、旧住所への発送となりますのでご注意ください。

<<海外にお住まいの扶養親族(=非居住親族)がいらっしゃる方へ：令和5年分 扶養控除申告書に関する変更点>>

令和5年より、30歳以上70歳未満の非居住親族は

『①留学生 ②障害者 ③38万円以上の送金を受けている』のいずれかに該当する場合のみ扶養控除の対象になります。  
適用を受ける方は令和4年と令和5年で適用条件が異なりますのでご注意ください。

### 【年末調整の結果について】

- 源泉徴収票配信日…令和5年1月19日（木）  
マイページへ配信いたします。源泉徴収票メニューよりご確認およびダウンロードができます。（印刷も可能です）
- 還付金振込日…令和5年1月25日（水）  
令和4年12月分給与と合算しお振込みいたします。不足金がある方は、給与から差し引いてお振込みいたします。